

令和3年度独立行政法人日本スポーツ振興センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「令和3年度独立行政法人日本スポーツ振興センター調達等合理化計画」を以下のとおり定める。

1 調達の現状と要因の分析

(1) JSCにおける令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は273件、契約金額は113億円である。また、競争性のある契約は155件(56.8%)、41億円(36.3%)、競争性のない随意契約は118件(43.2%)、72億円(63.7%)となっている。

令和2年度は4月から5月にかけて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国から発令された緊急事態宣言等を踏まえ、入札・企画競争を中止したことが、契約全体の件数及び金額の減少に影響したと思われる。

競争性のある契約については、令和元年度はナショナルトレーニングセンター屋内トレーニングセンター・イースト及び国立競技場の竣工に伴い、関連の契約が36件、約30億円あったのに対し、令和2年度はそれらがなくなったことが、件数・金額ともに減少する主な要因と考えられる。

競争性のない随意契約についても、件数及び金額ともに減少しているが、1億円を超える随意契約を比較すると、令和元年度が9件(約44億円)、令和2年度が11件(約48億円)と同等の水準で推移しており、件数の減少に比べて金額の減少は小さかった。

また、令和2年度の契約金額に占める競争性のない随意契約の割合が増加したのは、上記のことに加えて、スポーツくじに係るシステム改修及びオリンピック・パラリンピックに係る随意契約が、令和元年度に比べて約14.5億円増加したことが主な要因となっている。

表1 令和2年度のJSCの調達全体像及び前年度比較

(単位：件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	174 (52.1%)	72 (47.7%)	149 (54.6%)	40 (35.1%)	△25 (△14.4%)	△32 (△44.8%)
企画競争・ 公募等	10 (3.0%)	3 (1.7%)	6 (2.2%)	1 (1.2%)	△4 (△40.0%)	△1 (△45.3%)
競争性のある契約(小計)	184 (55.1%)	74 (49.4%)	155 (56.8%)	41 (36.3%)	△29 (△15.8%)	△33 (△44.8%)
競争性のない随意契約	150 (44.9%)	76 (50.6%)	118 (43.2%)	72 (63.7%)	△32 (△21.3%)	△4 (△5.5%)
合計	334 (100%)	151 (100%)	273 (100%)	113 (100%)	△61 (△18.3%)	△38 (△24.9%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(注3) 少額随契案件を除く。

(2) JSCにおける令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は86件(55.5%)、契約金額は17億円(41.9%)であり、件数及び金額ともに減少している。これは、令和元年度はナショナルトレーニングセンター屋内トレーニングセンター・イースト及び国立競技場に係る特殊な研究、トレーニング及び医療機器やスポーツ器具等の調達が多かったのに対し、令和2年度は上記の特殊な機器等の調達が例年の規模に戻ったためと考えられる。

表2 令和2年度のJSCの一者応札・応募状況及び前年度比較 (単位：件、億円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	71 (38.6%)	69 (44.5%)	△2 (△2.8%)
	金額	44 (58.7%)	24 (58.1%)	△20 (△45.4%)
1者以下	件数	113 (61.4%)	86 (55.5%)	△27 (△23.9%)
	金額	31 (41.3%)	17 (41.9%)	△14 (△43.9%)
合計	件数	184 (100%)	155 (100%)	△29 (△15.8%)
	金額	74 (100%)	41 (100%)	△33 (△44.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募等)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

2 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募の改善及び競争性の拡大の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 一者応札・応募の改善

① 発注見通しの事前公表

一者応札・応募の改善として、「発注見通し」をJSCのホームページに掲載し、毎月掲載内容の更新を行うことにより、受注希望者へより精度の高い情報提供を引き続き行う。

【「発注見通し」の掲載対象案件に対する掲載件数(前年度実績比率以上)】

② 一者応札・応募となった原因等の把握

入札説明書等を取得した事業者で入札に参加しなかった者から意見を聴取するなど、一者応札・応募となった原因等を把握し、次回以降の調達に活用していく。

【「意見聴取」の対象案件に対する聴取実施件数(前年度実績比率以上)】

(2) 消耗品等の共同調達の推進

業務の合理化及び業務効率化を図るため、他独立行政法人等と連携して、物品等の共同調達の実施を推進する。

【共同調達の実施状況】

3 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された適正契約検証チーム(総括責任者は財務部を担当する理事)に報告し、JSC会計規則における「随意契約に

よることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない場合において随意契約を締結せざるを得ない案件については、事後的に報告を受けることとする。

【点検対象案件に対する点検実施件数（前年度実績比率以上）】

(2) 契約マニュアルの充実

平成 27 年度より取り組んできた契約マニュアルの整備を令和 3 年度においても引き続き行い、契約マニュアルの充実を図る。

【当該取組の実施状況】

(3) 契約事務に関する情報提供

契約事務において、新たな取組や運用変更があった場合、グループウェアやメール等を活用し、情報共有を図る。

【情報提供の実施状況】

4 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部を担当する理事を総括責任者とする調達合理化検討会により調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務部を担当する理事
副総括責任者	財務部長
メンバー	経営戦略室主幹及び財務部の各課長職

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2 か年度連続の一人応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6 その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、JSC のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。